

第 4 期飯塚市障がい者計画 (項目案)

令和 5 年 4 月

飯 塚 市

【目次】(案)

総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景
2. 計画の性格と位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制と策定後の点検体制
 - (1) 計画の策定体制
 - (2) 各種調査の実施
 - (3) 策定後の点検体制

第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況
 - (1) 人口の状況
 - (2) 世帯の状況
2. 障がい者の状況
 - (1) 障がい者数（全体）
 - (2) 障がい者のいる世帯の状況
 - (3) 身体障がい者の状況
 - (4) 知的障がい者の状況
 - (5) 精神障がい者の状況
 - (6) 重複障がい者の状況
 - (7) 自立支援医療受給者証所持者数の状況
 - (8) 障がい児の状況
 - (9) 発達障がいの状況
 - (10) 障がい福祉サービス等の状況
 - (11) 相談支援事業の状況
 - (12) 障がい程度区分認定者数の状況

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念
2. 基本目標
 - (1) 「障がい者に関する正しい理解の促進」
 - (2) 「障がい者の権利の擁護」
 - (3) 「障がい者の自立と社会参加の促進」
 - (4) 「生活環境におけるバリアフリー化の推進」
3. 施策推進のための「横断的視点」
 - (1) 障がい者を支えるひとづくり
 - (2) つながるしくみづくり
4. 施策の体系

各 論

第1章 心のバリアフリーの推進【啓発・広報】

1. 啓発・広報活動の充実
2. ノーマライゼーションに関する理解の促進

第2章 差別の解消と権利擁護の推進及び虐待の防止権

1. 障がいを理由とする差別の解消の推進
2. 権利擁護の推進、虐待の防止
3. 合理的配慮及び障がい者理解の促進等

第3章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進

1. 情報提供の充実等
2. 行政情報のアクセシビリティの向上
3. 意思疎通支援の充実

第4章 健やかに暮らすための保健・医療の充実【保健・医療】

1. 保健・医療の充実
2. 障がいの原因となる疾病等の予防
3. 精神保健対策
4. 難病に関する施策の充実

第5章 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】

1. 早期発見・早期療育の充実
2. インクルーシブ教育の推進
3. 生涯学習の充実

第6章 障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】

1. 意思決定支援の推進

2. 住まいの確保
3. 相談支援の充実
4. 生活安定のための支援
5. 在宅福祉サービスの充実

第7章 自立した生活のための就労支援の充実【就労】

1. 雇用の場の確保と拡大
2. 就労支援体制の充実
3. 福祉的就労の場の確保

第8章 多様な社会参加の促進【社会参加、文化芸術、スポーツ】

1. 地域活動への参加促進
2. スポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の促進
3. 当事者・団体の自発的活動に対する支援

第9章 安全・安心なまちづくりの推進【生活環境】

1. 防災・防犯体制の整備
2. ユニバーサルデザインの推進
3. 移動しやすい環境の整備

総論

（注1）「障がい」の表記について

本市では、障がい者の基本的人権を尊重し、心のバリアフリー*を推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

（注2）「*」の表記について

本文中、「*」のついた関係法律、用語については、巻末の「飯塚市障がい者計画の関係法律等」または「飯塚市障がい者計画に係る用語解説」に掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景（未定稿）

わが国の障がい者福祉施策は、現在、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを施策の基本的な方向として進められています。このような方向性が示されるに至るまで、近年、さまざまな議論と制度改革が行われています。

平成23年8月に改正された障害者基本法においては、障がいのある人とない人の地域社会における共生、障がい者に対する差別の禁止等が新たに規定されるとともに、教育・雇用・各種バリアフリー等の各分野に関する規定が改正・新設されました。

また、この動きと並行して平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」は、その後さまざまな議論を経て、平成25年4月に難病等の方を含む障がい者の範囲の拡大をはじめとした制度改革を含む「障害者総合支援法」に改められました。

さらには、平成24年10月には障害者虐待防止法、平成25年4月には障害者優先調達推進法、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されました。

飯塚市においても、こうした国の方向性を踏まえながら、これまで「飯塚市障がい者計画」「飯塚市障がい福祉計画」に基づき、様々な障がい者福祉に関する取り組みを進めてきました。

このたび「第3期飯塚市障がい者計画」の計画期間が終了することを受け、新たに上記関係法並びに国の基本計画に示された理念等を踏まえ、本市における障がい者施策の基本的方向性を定める「第4期飯塚市障がい者計画」を策定します。

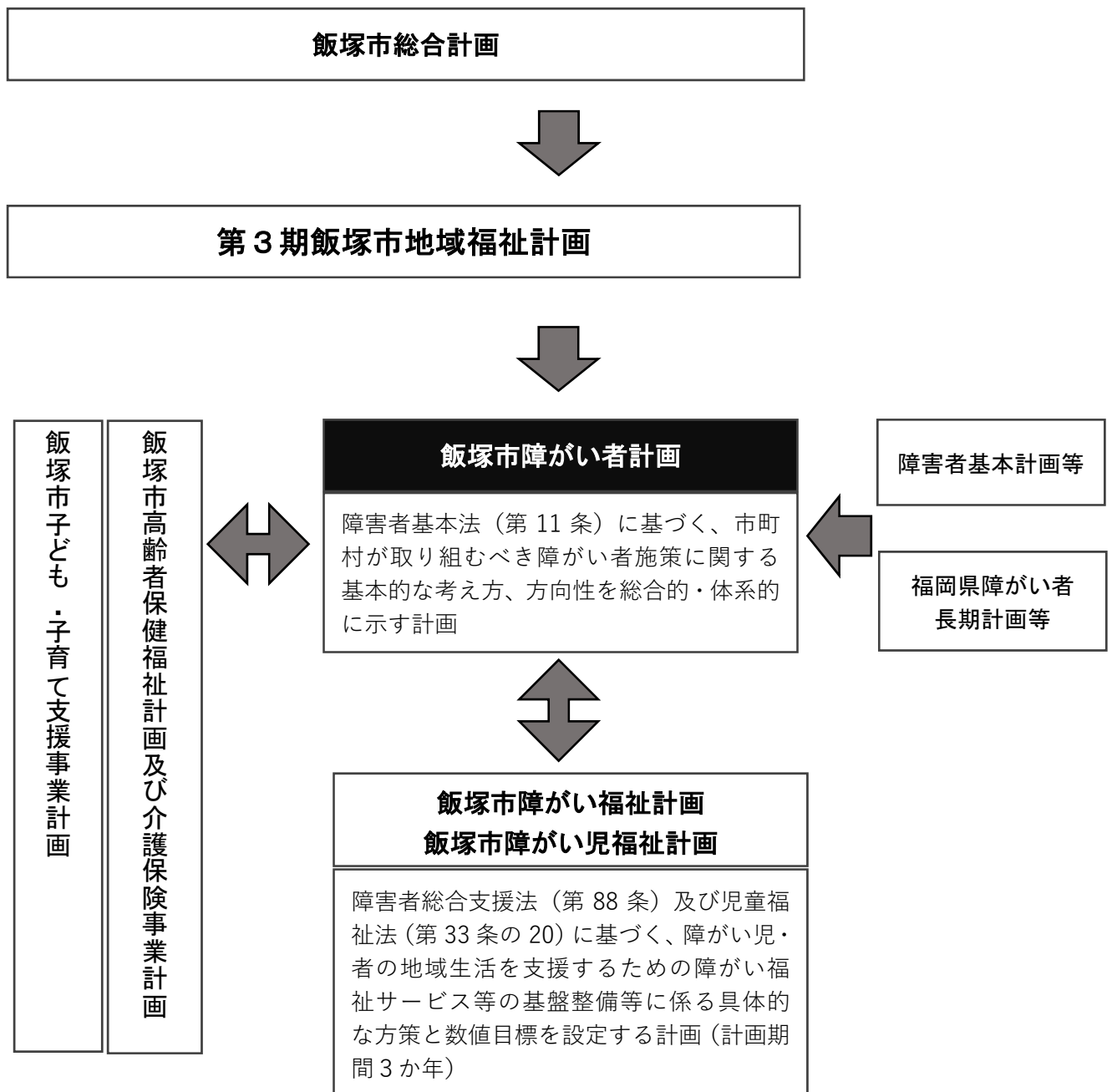
（未定稿）

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者の生活全般に関わる行政施策の基本的方向性を定める計画として位置づけられます。

また、市の最上位計画である「飯塚市総合計画」をはじめ、「飯塚市地域福祉計画」、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」等、市の関連計画との整合性の確保を図りながら本計画を策定するものです。

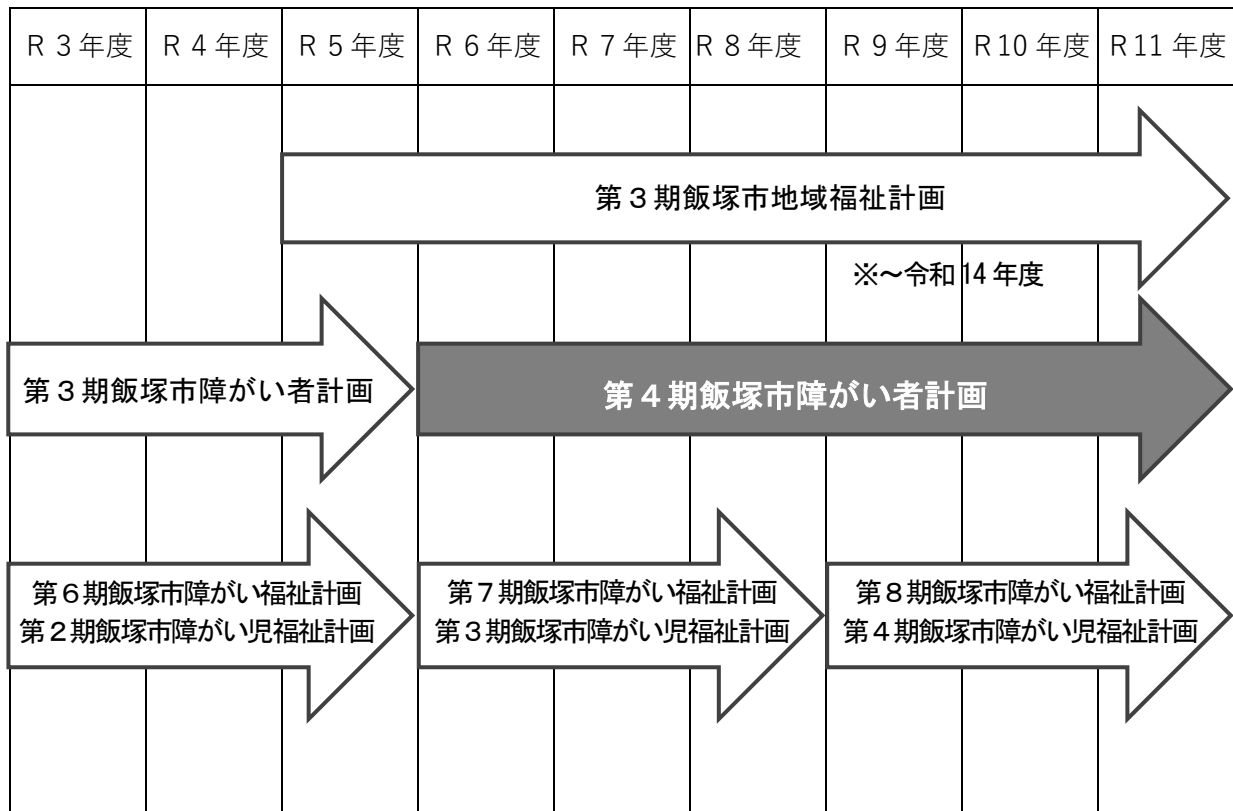
【計画の位置づけ】



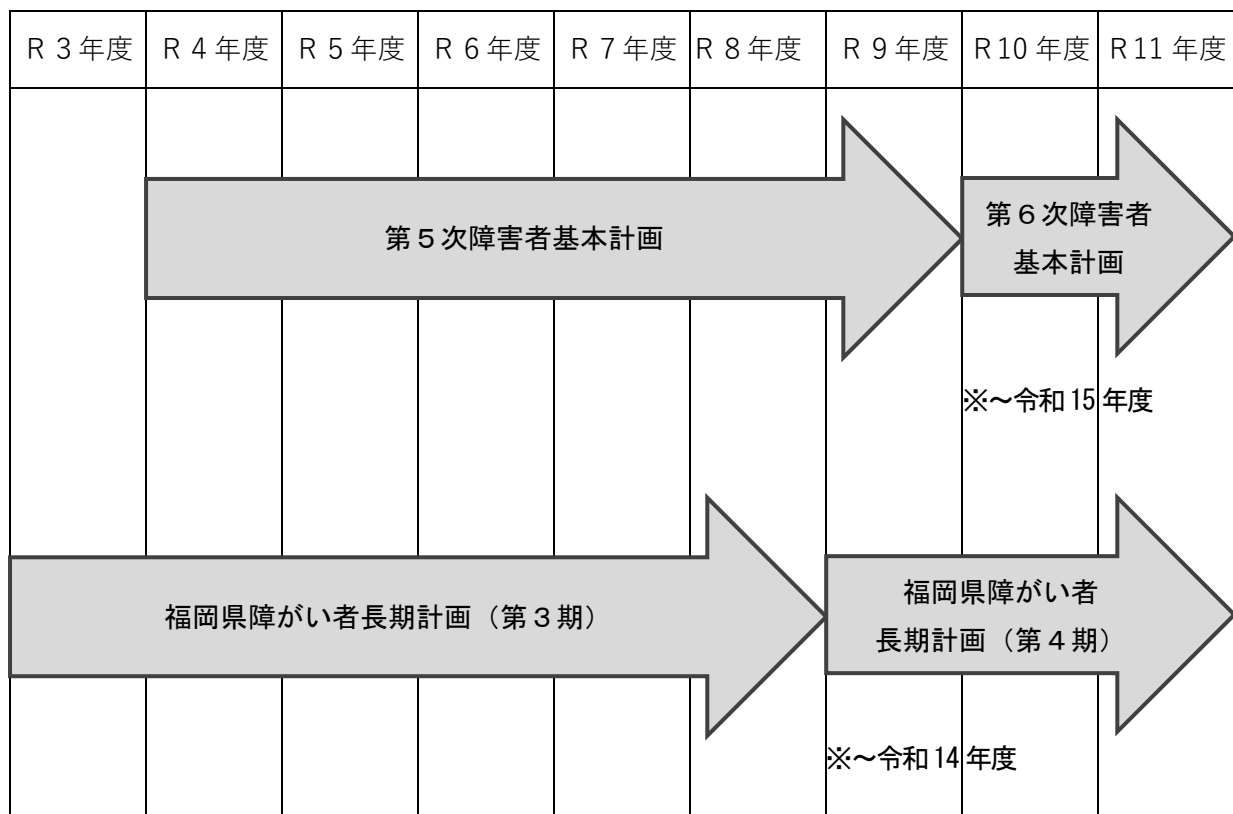
3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や関連法制度の改正等により、必要に応じて見直しを行います。



国・県の動向（参考）



4. 計画の策定体制と策定後の点検体制

(1) 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市民や関係者の意見を広く反映するため、市民公募選出者や保健・福祉関係者、学識経験者等で構成する「飯塚市障がい者施策推進協議会」において検討を行いました。

また、上記協議会で検討した計画原案について市民意見募集を行い、計画に対する市民意見を広く聴取します。

(2) 各種調査の実施

計画策定の基礎資料を得るため、次のような調査を実施しました。

① アンケート調査（実施時期：令和4年12月）

飯塚市内の障がい者手帳所持者等に対し、生活の状況やニーズ、行政に対する要望等を把握することを目的に実施しました（アンケート調査票を郵送）。

また、障がいのない市民に対しても、障がい者福祉や障がい者に対する意識等を把握するため、同様に調査を実施しました。

《調査の概要》

調査対象		標本数	有効回収数	回収率
身身体障がい者	身体障がい者手帳所持者 (18歳以上)	1,300 サンプル (抽出)	742 サンプル	57.1%
知的障がい者	療育手帳所持者 (18歳以上)	400 サンプル (抽出)	218 サンプル	54.5%
精神障がい者	自立支援医療（精神通院医療） 利用者 (18歳以上)	400 サンプル (抽出)	217 サンプル	54.3%
障がい児	障がい者手帳所持者及び手帳不 所持で障がい福祉サービス等の 支給決定を受けている児童 (18歳未満)	250 サンプル (抽出)	142 サンプル	56.8%
障がいのない市民	市内に居住する 18歳以上の人	2,000 サンプル (抽出)	993 サンプル	49.7%

② ヒアリング調査（実施時期：令和5年3月）

アンケート調査からは把握しにくい障がいのある人の意見や要望、生活面での課題や社会資源の状況等を把握することを目的として、障がい当事者や家族等で構成される団体及び障がい者生活支援センター（相談支援事業所）に対してヒアリング調査（聴き取り形式による調査）を実施しました。

また、障がい者が地域生活を営む上で関わりが深いと考えられる公共的機関（交通機関や集客の多い店舗等）を対象に、障がい者にとっての利便性対策や障がい者雇用に関する考え方等について同様に調査しました。

≪調査の概要≫

（☆）印は書面調査

調査対象	
1. 身体障がい当事者団体	① 飯塚市身体障害者福祉協会（☆） ⑥ パーキンソン病友の会 ② 飯塚盲人会（☆） ③ 飯塚市聴覚障害者協会 ④ オストミー協会福岡県支部筑豊分会（☆） ⑤ 福岡県腎臓病患者連絡協議会（☆）
2. 知的障がい当事者団体	① 飯塚市手をつなぐ親の会 ② ぼれぼれの会 ③ 日本ダウン症協会福岡支部 ④ ドリームキッズ ⑤ 公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・福岡（☆）
3. 精神障がい当事者団体	① 嘉飯山地区精神障害者家族会「いずみ会」 ② 精神障害者SHGピア・ライフ・ネット
4. 依存症自助グループ	① 福岡県断酒連合会飯塚断酒友の会（☆） ② GAいいづか（☆） ③ AA福岡飯塚グループ（☆）
5. 障がい児家族団体	① Nっ子ネットワーク カンガルーの親子
6. 障がい児・者支援団体	① 点訳ボランティアキャンドル ④ 穂声 ② 音訳いいづか ③ Warm Blue IIZUKA 実行委員会（☆）
7. 障害者生活支援センター	1か所（☆）
8. 公共的機関	① 公共交通機関 3事業者（☆） ② 金融機関等 2事業者（☆） ③ 障がい者を雇用している民間企業 2事業者（☆）

（3）策定後の点検体制

計画策定機関である飯塚市障がい者施策推進協議会において、各施策分野における計画の推進状況を把握しながら、策定後の点検を引き続き実施していきます。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章では、以下のような基礎統計をもとに飯塚市における障がい者を取り巻く状況を把握します。

世帯・人口状況	(1) 人口の状況	①人口の推移【総人口の推移】	
		②年齢3区分別人口構成の推移【年齢3区分別人口構成の推移】	
		③総人口に占める高齢人口の割合の推移【高齢化率の推移】	
		④総人口に占める年少人口の割合の推移【総人口に占める年少人口の割合の推移】	
2・障がい者の状況	(1) 障がい者数（全体）	【各手帳所持者数の推移】	
		【各手帳所持者数・自立支援医療利用者数（精神）の推移】	
		【各手帳所持者、自立支援医療利用者数（性別）】	
		【各手帳所持者、自立支援医療利用者数の構成比（性別）】	
	(2) 障がい者のいる世帯の状況	【障がい者のいる世帯数】	
		(3) 身体障がい者の状況	【身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移】
			【身体障がい者手帳所持者数（等級別）構成比の推移】
			【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）の推移】
			【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）構成比の推移】
			【身体障がい者手帳所持者数（年齢別）の推移】
			【身体障がい者手帳所持者数（年齢別）構成比の推移】
			【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別等級別）】
	【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別年齢3区分別）】		
	(4) 知的障がい者の状況	【療育手帳所持者（等級別）の推移】	
		【療育手帳所持者（等級別）構成比の推移】	
		【療育手帳所持者数（年齢別）の推移】	
		【療育手帳所持者数（年齢別）構成比の推移】	
	2・障がい者の状況	(5) 精神障がい者の状況	【精神障がい者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移】
			【精神障がい者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移】
			【精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別年齢別）】
【自立支援医療（精神）利用者数の推移】			
【年齢別自立支援医療（精神）利用者数】			
【複数手帳所持者の推移】			
(6) 重複障がい者の状況		【複数手帳所持者の推移】	
(7) 特定疾患医療受給者証所持者数の状況		【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】	
(8) 障がい児の状況		①保育の状況【保育所における障がい児の在籍状況】	
		②就学状況【特別支援学級在籍児童・生徒数の推移】	
		【特別支援学級在籍児童・生徒数の割合の推移】	
		【特別支援学級設置状況】	
(9) 発達障がい*の状況		【巡回相談の結果、個別相談に至った児童数】	
		(10) 障がい福祉サービス等の状況	①障がい福祉サービスの状況【障がい福祉サービス利用状況の推移】
【訪問系サービスの状況】			
【日中活動系サービスの状況】			
【居住系サービスの状況】			
②障がい福祉サービス等指定事業所の状況【障がい福祉サービス指定事業所数の推移①】			
【障がい福祉サービス指定事業所数の推移②】			
【指定地域生活支援事業所数の推移】			
(11) 相談支援事業の状況	【障がい者生活支援センターの相談者数及び相談件数の推移】		
(12) 障がい程度区分認定者数の状況	【障がい程度区分認定者数の推移】		
	【障がい程度区分認定者数構成比の推移】		
	【障がい程度区分認定者数（障がい別）の推移】		

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

平成26年度から令和5年度までの10年間の計画期間とする第3期飯塚市障がい者(福祉)計画は、「日常生活や社会生活を営む上で支障となる事柄(=社会的障壁)によって困っている障がい者が存在し、それを除去する負担が大きすぎない時は、障がい者が社会参加を実現し、能力を發揮できる環境を整備するための配慮(=合理的配慮)をしなければならない」という考え方にに基づき、「社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮」を行う視点に立って、本市の障がい者施策のあり方を定めています。

さらに、平成25年8月に実施した障がい者等実態調査(アンケート調査及びヒアリング調査)では、障がい者に関する正しい理解を市民一人ひとりに浸透させるため、啓発等に係る一層の取組みが必要であるという声が多く寄せられたことから、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会づくりを目指して、計画の基本理念を「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」としました。

現在国では、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

この考え方は、障がい者を含めた様々な地域がともに支え、支えあうことを目指し、飯塚市の第3期飯塚市障がい者計画の基本理念である「種がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」と趣旨を同じくすることから、第4期計画においても、引き続きこの基本理念を踏襲し、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限發揮し自己実現できる地域社会づくりを目指します。

<基本理念>

障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり

2. 基本目標

計画の基本理念に掲げた「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を実現するため、4つの基本目標についても第3期計画を踏襲します。

(1) 「障がい者に関する正しい理解の促進」

あらゆる機会を通じて障がい者理解のための広報啓発や教育を行い、市民一人ひとりが、地域でともに暮らす仲間として障がい者を正しく理解し、接することができるよう、「心のバリアフリー」を進めます。

(2) 「障がい者の権利の擁護」

障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現をめざそうとする活動を制限したり、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利を守るためのあらゆる方策を推進します。

(3) 「障がい者の自立と社会参加の促進」

企業や学校、地域社会等の様々な関係機関・団体と協働しながら、すべての障がい者が自らの選択によって、就労や余暇活動等のあらゆる社会活動に積極的に参加できるよう、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及びニーズに応じた支援の充実に取り組みます。

(4) 「生活環境におけるバリアフリー化の推進」

「障がい者にとって住みよいまち、すべての人にとって住みよいまちである」という認識にたち、公共交通機関や民間施設とも連携して、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づいた市民誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。また、障がい者がその意思に基づき、円滑に必要な情報を取得・利用し、他人との意思疎通を図ることができる環境づくりに努めます。

3. 施策推進のための「横断的視点」

本計画の基本理念及び基本目標を実現するために取り組む施策の各分野には、共通する取り組みの視点があります。これを「横断的視点」として整理し、この視点からのアプローチと合わせて各分野関係施策を推進します。

(1) 障がい者を支えるひとづくり

- ①地域で活動する人材の育成と連携
- ②専門職の質の向上
- ③ボランティア活動の促進

(2) つながるしくみづくり

- ①当事者の参画
- ②障がい者とサービス等をつなぐしくみづくり
- ③当事者及び関係者のネットワークづくり

各論

第1章 心のバリアフリーの推進【啓発・広報】

【具体的取り組み】

1. 啓発・広報活動の充実
2. ノーマライゼーションに関する理解の促進

第2章 差別の解消と権利擁護の推進及び虐待の防止【権利擁護】

【具体的取り組み】

1. 障がいを理由とする差別の解消の推進
2. 権利擁護の推進、虐待の防止
3. 合理的配慮及び障がい者理解の促進等

第3章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進 【情報アクセシビリティ】

【具体的取り組み】

1. 情報提供の充実等
2. 行政情報のアクセシビリティの向上
3. 意思疎通支援の充実

第4章 健やかに暮らすための保健・医療の充実【保健・医療】

【具体的取り組み】

1. 保健・医療の充実
2. 障がいの原因となる疾病等の予防
3. 精神保健対策
4. 難病に関する施策の推進

第5章 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】

【具体的取り組み】

1. 早期発見・早期療育の充実
2. インクルーシブ教育の推進
3. 生涯学習の充実

第6章 障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】

【具体的取り組み】

1. 意思決定支援の推進
2. 相談支援の充実
3. 在宅福祉サービスの充実
4. 住まいの確保
5. 生活安定のための支援

第7章 自立した生活のための就労支援の充実【就労】

【具体的取り組み】

1. 雇用の場の確保と拡大
2. 就労支援体制の充実
3. 福祉的就労の場の確保

第8章 多様な社会参加の促進【社会参加、文化芸術・スポーツの振興】

【具体的取り組み】

1. 地域活動への参加促進
2. スポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の促進
3. 当事者・団体の自発的活動に対する支援

第9章 安全・安心なまちづくりの推進【生活環境】

【具体的取り組み】

1. 防災・防犯体制の整備
2. ユニバーサルデザインの推進
3. 移動しやすい環境の整備